⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。また、本公告の日から「電子調達システム」上にてダウンロード可能。
⑶　入札書の受領期限　令和７年５月７日午前12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑷　開札の日時及び場所　令和７年５月13日午後２時00分　外務省入札・開札室
⑸　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房情報通信課　水村　優斗　電話03―3580―3311　内線4709
Email：kibanseibihan@mofa.go.jp
５　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　この指名競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
②　入札希望者は、入札書の提出時に指名停止を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。

６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SUGAHARA Kiyoyuki, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Microsoft Unified Support, 1 set
⑷　Delivery period : May 30, 2025
⑸　Delivery place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A "sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.
⑻　Time-limit for tender : 12 : 00 noon May 7, 2025
⑼　Contact point for the notice : MIZUMURA Yuto, Information and Communications Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 4709

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

新たな国立公文書館・憲政記念館新築㉕機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和７年３月14日
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
佐藤　由美
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　工事名　新たな国立公文書館・憲政記念館新築㉕機械設備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
２　工事場所　東京都千代田区永田町１―１―２
３　工事内容　本工事は次に掲げる暖冷房衛生設備工事を施工する。
敷地面積　16,090㎡
建物用途　新たな国立公文書館・憲政記念館
構造・階数・建物規模　ＳＲＣ造　地上３階・地下４階・塔屋１階　延べ面積　43,482㎡
工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房設備、ガス設備、雨水利用設備、撤去工事
工期　令和11年３月30日まで。
４　申請の時期
令和７年３月14日から令和７年５月８日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）。なお、令和７年５月８日以降当該工事に係る開札の時まで（休日等を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
５　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、令和７年３月14日から　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―２（中央合同庁舎第２号館13階）　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111（内線23153）において、特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参または郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の入手先に同じ。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和７年３月14日付け支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。
①　国土交通省大臣官房官庁営繕部における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。